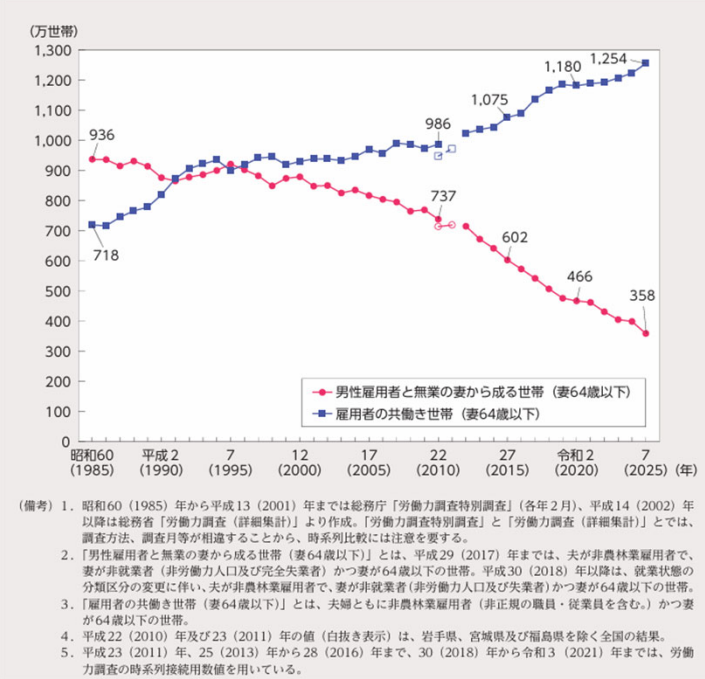


近年の就業構造の変化等を踏まえ、遺族補償費の支給において、夫のみに課せられた年齢要件（被認定者である妻の死亡時に、夫の年齢が60歳以上であること）の撤廃を行う。

■ 背景

- 公健法に基づき、汚染者負担原則の下で、補償給付の仕組みが設けられているところ、そのうち、遺族補償費を受け取ることができる配偶者については、夫の場合と妻の場合で支給要件（年齢要件）が異なっている。
- 当該制度の創設時から、
 - ・ 被認定者の逸失利益相当分等の損失が填補されるか
 - ・ 破壊された遺族の生活が回復されるかという見地から、**通常自ら独立して生計を営み得る年齢の層の者を除外**している。したがって、請求者が夫の場合は年齢要件（被認定者である妻の死亡時に、夫の年齢が60歳以上であること。公健法第30条第1項第1号。）が課されている。
- 他方、現在においては次の状況から被認定者の逸失利益相当分等の損失の填補を現状に見合ったものとすべく、**夫に課された年齢要件を撤廃する**必要がある。
 - ・ 女性の労働参加の進展など、近年の就業構造の変化を受けて、現行の年齢要件の差異に合理的な理由を見出すことが困難になりつつある。
 - ・ 被認定者の逸失利益相当分等については、**独立で生計を維持し得るかに関わらず、妻にも夫にも同様に存在する。**

＜令和8年版男女共同参画白書＞ 共働き世帯数と専業主婦世帯数の推移（妻が64歳以下の世帯）



＜臨時国会への提出理由＞

- 第221回国会において、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（令和8年法律第60号）が成立し、令和9年4月1日から同法による遺族補償年金の支給における年齢要件の男女差が撤廃される。公健法は、遺族補償費制度において、労災保険制度と同様の年齢要件を持つため、同時施行を目指す。

■ 主な措置事項

現 状 ・ 課 題

遺族補償費の支給において、夫のみに課せられた年齢要件（被認定者である妻の死亡時に、夫の年齢が60歳以上であること）がある

措 置 事 項

夫のみに課せられた年齢要件を撤廃する

■ 施行期日 令和9年4月1日

【参考】配偶者(夫)に対して、遺族補償費の支給が追加的に想定され得る主な母集団

＜第一種地域＞（現存被認定者数：合計25,446名（令和8年3月現在））（単位：人）

		30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代～
大気汚染								
	男性	116	4,055	4,346	1,421	1,011	876	235
	女性	87	3,125	3,463	1,483	2,154	2,168	906
合計		203	7,180	7,809	2,904	3,165	3,044	1,141